

人と風土がつなぐ都城の景観

# 都城市みどりと景観の まちづくり計画

概要版



# 目次

## 都城市みどりと景観のまちづくり計画

【概要版】

<b>1</b>	都城市みどりと景観のまちづくり計画とは	1
<b>2</b>	景観とは	1
<b>3</b>	みどりととは	1
<b>4</b>	本計画の基本的な事項	
	4-1 計画の目的	1
	4-2 計画の役割	1
	4-3 計画の期間	1
	4-4 計画の位置づけ	1
<b>5</b>	本計画の基本理念と基本方針	
	5-1 基本理念	2
	5-2 基本方針と施策	2
<b>6</b>	計画区域と『6つの景』	3
<b>7</b>	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	
	7-1 行為の制限に関する地区区分	4
	7-2 届出対象行為	5
	7-3 景観形成基準	6
	7-4 駐車場の緑化基準	7
<b>8</b>	景観法の制度の活用に関する事項	
	8-1 屋外広告物	7
	8-2 「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定に関する方針	7
	8-3 景観重要公共施設	7
<b>9</b>	本計画を推進するための制度について	
	9-1 みどりと景観の重点地区	7
	9-2 表彰制度・助成制度等	7
<b>10</b>	みどりと景観のまちづくりの主体の役割とまちづくり方針	8
<b>11</b>	計画の達成状況の点検・成果の把握	8

# 1

## 都城市みどりと景観のまちづくり計画とは

「都城市みどりと景観のまちづくり計画」（以下「本計画」とする。）は、本市が独自性や創意工夫を発揮して、みどりや景観の保全・形成を行うために、将来あるべき姿とそれを実現するための公園緑地の整備、自然景観の保全やまちなみ景観の創出、その他の公共公益施設及び民有地の緑化の推進などの施策に関する基本的な方針を明らかにするものです。

# 2

## 景観とは

「景観」は、「目に見えるもの」だけでなく、まちの雰囲気や印象といった「目に見えないもの」も含めた、様々なもので構成されています。本計画では、「景観」を、まちに住む人や訪れる人が、見たり感じたりすることができる「まちそのものの姿」であると定義します。

# 3

## みどりととは

「みどり」は、一般的には樹木、草花等の植物を示しますが、広い意味で植物やオープンスペース、水面等で構成される空間や飾花活動や里山活動など、その空間を使った活動を表す場合もあります。本計画では、後者の広い意味合いを持つ「みどり」を対象とします。

# 4

## 本計画の基本的な事項

### 4-1 計画の目的

自然環境や歴史に培われた『みどりと景観』が、地域資源としてそれぞれの地域の活力や活動に深く関わっていることから、これらをまちづくりに活かし、さらに本市の魅力を向上させていくための指針となることを目的として本計画を策定します。

### 4-2 計画の役割

- ①みどりと景観の形成に関する長期的な視点からの指針を示します。
- ②より良い景観を形成するための指導や行為の制限、景観形成や緑化の推進等のみどりと景観に関する施策を示します。
- ③市民や行政が協働によって、みどりと景観の形成に取り組む上での体制づくりの指針を示します。

### 4-3 計画の期間

平成25年度から平成44年度までの20年間とします。

### 4-4 計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条に基づく「景観計画」と都市緑地法第4条に基づく「緑の基本計画」を一体的にまとめたものです。また、本市が定める「都城市総合計画」、「都城市国土利用計画」、「都城市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、みどりと景観に関する基本的な方針について、本市の各種関連計画とも整合を保ちながら定めます。

※景観行政団体

景観行政団体は、宮崎県との協議を経て移行することができ、景観計画の策定や景観計画に伴う措置等の景観法全般の行政を担うことができます。本市は平成21年度に景観行政団体となりました。

# 5

## 本計画の基本理念と基本方針



### 5-1

#### 基本理念

### ～霧島山と大淀川に育まれた田園都市～ 『人と風土がつなぐ<sup>みやこんじょ</sup>都城の景観』

田園都市としての美しい景観を守り、風景、風土として育てていくことが本市の魅力を高めるという考え方を基本に、それぞれの人々が主役となった、優しい人の気持ちや暮らしの営みが景観に顕れ、ふるさとへの愛着と豊かな心を育む、居心地のよいまちづくりを推進します。

### 5-2

#### 基本方針と施策

基本方針	施策	施策の内容
<b>霧島山や河岸段丘などの豊かなみどりに包まれた“みやこんじょ”の景をまもる</b>  自然景観や郷土風景の保全を図ります。また、歴史文化を感じさせる景観を地域資源として認識し、愛着と誇りを待てる“都城らしさ”としてまもります。	(1)自然環境の保護・保全	自然環境の保護・保全を図るとともに、緑化を推進します。
	(2)地域資源の保護・保全	地域の景観を形づくる農地、公園などの地域資源の保護・保全を図るとともに、緑化を推進します。
	(3)次世代への自然・歴史・文化の継承	地域の象徴的な存在となる建造物や樹木、歴史や文化を感じさせる地域資源の保護・保全を図るとともに、その活用を推進し、次の世代に継承します。
<b>地域資源を活かした“みやこんじょ”の景をつくる</b>  日常生活圏で、身近で愛着のあるみどり、誇りを持てる景観をつくります。特に、霧島山への眺望を大切に景観づくりを行います。	(1)“みやこんじょ”らしいみどりと景観づくりを進めるためのルールづくり	景観づくりのルールとなる景観形成基準を作成し、“みやこんじょ”らしい景観誘導を図ります。
	(2)“みやこんじょ”らしいみどりと景観づくりを演出する公共施設の整備	公共施設を整備する際には、周囲の景観に配慮するとともに、施設及びその周辺の緑化を進めます。また、良好な景観要素となっている道路、河川、公園等を「景観重要公共施設」に指定します。
	(3)地域資源を発掘・活用したみどりと景観づくりの推進	地域の生業・歴史・文化等の地域資源を活かしたみどりと景観づくりを進め、特色ある地域づくりを進めます。
<b>市民協働により愛着と誇りを持てる“みやこんじょ”の景をそだてる</b>  みどりと景観に関する活動の機会や場の提供、活動支援、景観形成のルールづくりを進め、市民協働の促進を目指します。	(1)推進体制の整備	庁内体制や審議会などの組織を整備するとともに、進行管理の運用プロセスの確立を図るなど、推進体制の整備を行います。
	(2)協働の仕組みづくり	市民参加、市民と行政との協働による景観形成や緑化の推進の仕組みづくりや取組を推進します。
	(3)各種支援制度の導入	景観形成や緑化の推進を図るために、各種支援や表彰などの制度を活用し、景観形成や緑化の推進を図ります。

# 6

## 計画区域と「6つの景」



本計画における景観計画区域及び緑の基本計画の区域となる「みどりと景観の計画区域」は、森林、農地、市街地の風景づくりを一体的に行うため、市内全域とします。

また、景観を面的景観特性、線の景観特性、点的景観特性の3つの視点で捉えて、「6つの景(みどりと景観)」を設定し、それぞれの特性に合わせた取組を進めます。

図表 6-1 「みどりと景観のまちづくり計画」の景と考え方

景	良好なみどりと景観に関する考え方
山の景	自然がかたちづくる景観をいかす景観誘導を図ります。
農村の景	霧島への眺望を確保し、農村景観をいかす景観誘導を図ります。
まちの景	にぎわいがあるまちの顔として、ふさわしい空間の形成と緑化を図ります。
道の景	にぎわいと霧島への眺望に配慮した景観と緑のネットワークの形成を図ります。
水の景	水辺の空間を確保し、緑のネットワークの形成を図ります。
拠点の景	山間部、農村部の拠点（地域生活拠点）として周辺と調和した景観形成と緑化の推進を図ります。

図表 6-2 「みどりと景観のまちづくり計画」の景の重なり

	面的景観特性		
	山の景	農村の景	まちの景
線の景観特性	水の景		
	道の景		
点的景観特性	拠点の景	拠点の景	

※「山の景」「農村の景」「まちの景」は、景観計画区域を面的に3つに区分しているのに対し、「道の景」「水の景」は線的な区分、「拠点の景」は点的な区分になります。よって、上図のように、「山の景、農村の景、まちの景」と「道の景、水の景、拠点の景」は重なっており、それぞれ両方の基準に従うこととします。



# 7

## 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項



### 7-1 行為の制限に関する地区区分

みどりと景観を「まもり、つくり、そだてる」ために行為制限を行います。行為制限では、みどりと景観の計画区域（景観区域）を2つの地区に区分し、それぞれに届出制度と景観形成基準を定めました。

行為制限の地区区分には、『自然・田園区域』と『市街地区域』があります。

図表7-1 行為の制限に関する景の考え方

地区区分	範囲	考え方
市街地区域	旧都城市の用途地域	・市街地のみどりと景観
自然・田園区域	それ以外の区域	・山間部及び田園風景が広がる農村部のみどりと景観

○山なみへの眺望と田園風景を「まもり、つくり、そだてる」ために、『自然・田園区域』には、『市街地区域』よりも強い行為制限を行います。



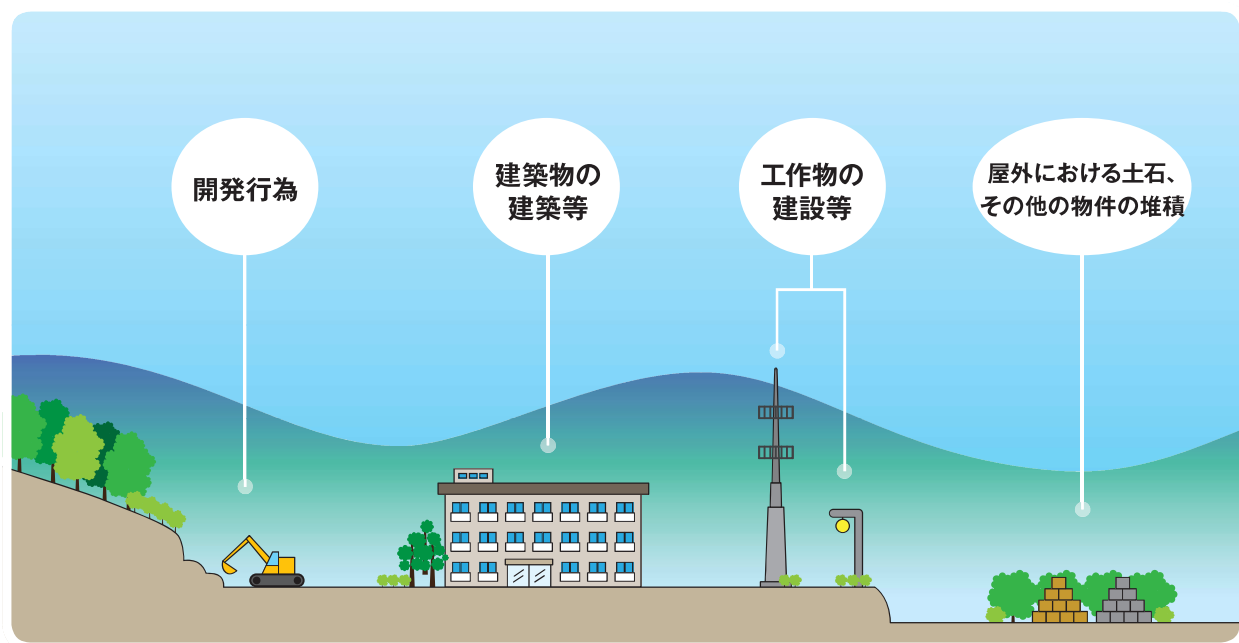
※国立公園は自然公園法、県立自然公園は宮崎県自然公園条例により、風致地区と地区計画はその地区の規制内容により、行為制限が行われます。

## 7-2 届出対象行為

景観上の問題がある建築物等の立地を防ぎ、良好な景観の形成を誘導するため、以下の4つの行為について、届出を義務付けることとします。

届出の内容	届出の基準	
	区域	内容
<b>建築物</b> ・新築、増築、改築又は移転。 ・外観を著しく変更することとなる修復若しくは模様替又は色彩の変更	自然・田園区域	高さ10m以上または延床面積500㎡以上
	市街地区域	高さ12m以上または延床面積1,000㎡以上
<b>工作物</b> ・新設、増築、改築又は移転。 ・外観を著しく変更することとなる修復若しくは模様替又は色彩の変更	全 域	高さが6m以上の工作物。ただし、建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物との高さの合計が12m以上のものとする。
<b>開発行為</b>	全 域	開発区域面積1,000㎡以上
<b>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</b> (以下:「物件の堆積」とする。)	全 域	当該行為を行う区域の敷地面積500㎡で、堆積の高さが1.5mを超え、堆積の期間が6ヵ月を超えるもの

図表 7-3 届出対象行為の種別のイメージ



## 7-3 景観形成基準

良好な景観形成を目指して、建築物や工作物、開発行為などに対する規制・誘導を図るために、「景観形成の基準」を次のとおり定めます。

項目	景観形成基準		
	自然・田園区域	市街地地域	
建築物	高さ・位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆周辺の自然環境と調和し、まとまりのある高さとなるように配慮する。</li> <li>◆背景となる山なみの稜線を分断しない高さとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆周辺のまちなみから突出しない高さとなるように配慮する。</li> </ul>
	形態・意匠・素材、色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆周辺の自然環境や田園景観と調和し、落ち着いてまとまりのある形態・意匠、素材とする。</li> <li>◆色彩はマンセル値により色相 R、YR、Yは彩度 6 以下、その他の色相は彩度 4 以下。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆周辺のまちなみと調和し、まとまりのある形態・意匠、素材、色彩とする。</li> </ul> 
	建築物または敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公共の場から見える場所、特に道路など公共の場に接する場所は、できる限り緑化（敷地内に少しでも多く花やみどりを植栽すること）に努める。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆敷地内では、透水性が保たれるよう、舗装を最小限にとどめ、オープンスペースは、緑化に努める。</li> </ul>
	その他の敷地外構など	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆室外機や高架水槽などの建築設備は、道路などの公共の場から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、覆うか色彩に配慮する。</li> <li>◆配管やダクトなどは、道路など公共の場から見える壁面に露出しないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど目立たないようにする。</li> <li>◆駐車場、駐輪場、ごみ集積所などは、公共の場からできる限り見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、建築物と同様の形態・意匠、素材による遮蔽や周囲の緑化などを行う。</li> <li>◆道路など公共の場に接する場所に塀や柵などを設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のもの、自然素材のものなどを用いる。</li> </ul>	

建築物以外	届出行為	対象地区	景観形成基準
	工作物	全域	擁壁、垣（生垣を除く）、柵、塀その他これらに類するものについては、緑化できる構造とするか、前後、上部を緑化し、構造物の見えがかりを少なくする。その他の工作物については、建築物の基準に準拠する。
開発行為	全域	大きな造成は避け、極力地形を活かした造成とする。また、木々の伐採も極力抑え、所々に現況のみどりを残す。造成後は、敷地内、公共施設、擁壁において、緑化を行う。	
物件の堆積	全域	堆積場所は、道路などの多くの人が見ることが出来る所から離すとともに、植樹や緑化された塀により、見えにくいように遮蔽する。堆積については、整然と行い、また、高くないよう分散して堆積する。	

※マンセル値

マンセル表色系と言われる表示方法で、特定の色を色相（色合い）・明度（明るさ）・彩度（鮮やかさ）の3つ属性により表したものです。本計画では「さとの景」の建築物等について、鮮やかな色の利用を制限します。



## 7-4 駐車場の緑化基準

駐車場の設置に関する届出は必要ではありませんが、緑化の推進と良好な景観形成を目指して、次のとおり緑化基準を定め、建築物に関する届出等の際に、基準に基づいて指導・助言を行います。

対象地区	緑化基準
全 域	◆出入口を除く接道部分は、植樹帯を設置すること。 ◆植栽を行うなど、敷地内の緑化を行うこと。

# 8 景観法の制度の活用に関する事項

## 8-1 屋外広告物

屋外広告物の規制・誘導については、宮崎県の条例に基づいた取組を継続し、本市独自の取組が必要になった場合は、県と協議を行います。

## 8-2 「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定に関する方針

地域のシンボルとなる建造物や樹木は、地域の個性を活かした良好な景観形成の核となるものであり、これまでの「景観形成対象物」の制度に代わり、景観法に基づく『景観重要建造物』及び『景観重要樹木』を指定し、その維持・保全、活用を図っていきます。

## 8-3 景観重要公共施設

景観上、重要な道路、河川、公園などの公共施設については、景観計画と一体的な公共施設の整備、管理を行うために、施設の管理者と調整し、『景観重要公共施設』に指定します。

# 9 本計画を推進するための制度について

## 9-1 みどりと景観の重点地区

本市には、豊かな自然や島津発祥の地としての歴史などから優れた景観資源が点在しています。しかし、これらの景観資源は、景観への配慮のない建物の建築や土地開発などによって壊れつつある現状は否めません。本計画では、これまでの「景観整備地区」に代わる「みどりと景観の重点地区」の制度を設け、特に景観形成を進めべき地域や地域づくりと協働の観点から良質な景観形成や緑化を進めていく地域を選定します。

## 9-2 表彰制度・助成制度等

本市では「景観づくり地域団体」及び「みどりの家族」の認定制度、小中学生を対象とした「都市景観図画コンクール」等の表彰制度、生垣や石垣等への助成制度を活用し、景観づくりを進めてきましたが、全国的な制度や他都市の制度で、本市でも実施することが望ましい制度があります。今後は、これまでの制度を見直すとともに、あらたな制度の導入を推進していきます。

# 10

## みどりと景観のまちづくりの主体の役割とまちづくり方針

本計画では、市民・地域団体（自治公民館など）、事業者（事業者、NPO法人、公益法人、高等教育機関等）等、行政がお互いの役割を理解しながら、自らが主体となって取り組んでいくことが重要です。

主 体	役 割
市民・地域団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の花・木をつくり育て、みどりと景観づくり</li> <li>●地域と一体となった美しいまちなみづくり</li> <li>●行政の協力の下、住民主体のまちなみづくり</li> <li>●景観づくりへの積極的な提案</li> </ul>
事業者等 (事業者、NPO法人、公益法人、 高等教育機関等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所等と周辺地域と一体となった美しいまちなみづくり</li> <li>●土地利用、施設等整備にあたっては、基本理念に即した良好な景観形成</li> <li>●専門的知識を活かした地域への貢献</li> <li>●景観づくりへの積極的な提案</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>●規制基準等の制度化・公共事業の主体的な事業者</li> <li>●まとめ役としての役割</li> <li>●情報発信と共有・学習機会の創出</li> </ul>

# 11

## 計画の達成状況の点検・成果の把握

### ●PCDAサイクルによる進行管理

本計画で定めた景観形成基準や施策の取組方針を踏まえた各種事業計画は、その実行の結果について必要な点検を行うことで、本計画の達成状況を評価します。そして、その後の事業計画の改善や計画の改定へと反映させるPDCAサイクルによる進行管理を進めます。

### ●計画の成果指標

成 果 指 標	現 況 値	平成 44 年度目標値
みどりと景観の重点地区の指定数	—	↑
住民一人当たりの都市公園等面積	32.3㎡/人	→
まちの景の緑被率	約23.5%	→
市民の景観への満足度	45%	↑
表彰制度による表彰者数	—	↑
地区管理公園数	72箇所	↑

※地区管理公園数は、緑地を除きます。



居心地がよく、魅力あるまちになるために



## 都城市みどりと景観のまちづくり計画

概要版

平成 25 年 3 月

■都城市土木部都市計画課

TEL 0986-23-2762 (直通) FAX 0986-23-2154

メールアドレス [toshikei@city.miyakonojo.miyazaki.jp](mailto:toshikei@city.miyakonojo.miyazaki.jp)